

平成7.1.10（平成6.12.15）制定

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法の精神に基づき学校教育法に定める大学として、本学の建学の精神に則って、工学に関する深い教育を授け、豊かな国際的教養と人格をもつ人材を育成することにより、日本の技術の発展と地域社会の開発に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 本学は、新潟工科大学と称する。

（所在地）

第3条 本学は、新潟県柏崎市大字藤橋1719番地に置く。

（自己評価等）

第4条 本学は、教育水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第2章 学部、大学院、収容定員及び修業年限

（学部及び学科）

第5条 本学に工学部を置き、工学部に工学科を置く。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は次のとおりとする。

	1年次入学定員	3年次編入学定員	総定員
工学科	200人	5人	810人

（修業年限）

第7条 本学の修業年限は4年とする。ただし、第3学年に入学する者の修業年限は2年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、第3年次に入学した学生にあっては、4年を超えて在学することはできない。

第7条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟工科大学大学院学則で定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から 9月30日

後学期 10月1日から翌年3月31日

2 必要がある場合、学長は、前学期の終期及び後学期の始期を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 春期休業日

四 夏期休業日

五 冬期休業日

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時に休業日を定めることができるものとする。

4 第1項第3号から第5号の休業日の期間は、別に定めることとする。

5 第1項にかかわらず、必要がある場合には、休業日において授業を行うことができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項のほかにも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(第1学年の入学資格)

第12条 本学の第1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設

の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

七 個別の入学資格審査により、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（第3学年の入学資格）

第13条 本学の第3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 高等専門学校を卒業した者

二 短期大学を卒業した者

三 大学入学資格を有する者で、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

五 学士の学位を有する者

六 前5号と同等以上の者

（入学者の選考）

第14条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期間内に所定の入学時納入金を納めるとともに、誓約書、保証書その他本学所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第17条 第13条各号に規定する入学資格を有する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、3年次に入学を許可することがある。

（再入学）

第18条 本学に1年以上在学し、第22条の規程により退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第19条 他大学に1年以上在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することがある。

(編入学、再入学、転入学の場合の取扱)

第20条 前3条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の扱い並びに在学すべき年数その他編入学等に関し必要な事項については、教授会の議を経て学長が定める。

第21条 (削除)

(退学)

第22条 本学を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第23条 学生が、他の大学に転学を志望しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(他大学等への入学)

第24条 学生が他の大学に入学を志望するときは、退学しなければならない。

(留学)

第25条 学生は外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で修学しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、1年以内とする。

3 留学の期間は、第7条第2項に定める在学期間に算入する。

(休学)

第26条 疾病その他やむを得ない事由により2カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第27条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長を超えることができる。

- 2 休学の期間は通算して3年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第7条第2項に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第7条第2項に定める在学期間を超えた者
- 二 第27条に定める休学の期間を超えた者
- 三 学校納入金を滞納し、督促してもなお納付しない者
- 四 休学期間満了の後、所定の手続きをしない者
- 五 死亡又は行方不明の者

(復籍)

第29条の2 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった学校納入金を納入して復籍の願い出があったときは、学長は復籍を許可することができる。

- 2 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。
- 3 前2項の規定により復籍を許可した者の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第30条 教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、工学の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮するものとする。
- 3 教育課程の編成については、実施体制を整えて点検及び評価を行い、絶えず改善に努めるものとする。

(教育課程の編成方法等)

第31条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目の区分は、一般科目及び専門科目とする。
- 3 開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、別に定める。
- 4 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により、教員の免許を得ようとする学生のため、教職課程に関する科目を置き、その授業科目、単位数、履修方法等は別に定める。
- 5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法によ

り実施する。

- 6 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第32条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習、製図及び体育実技等については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、学長が単位数を定めることができる。

- 3 各授業科目の授業は、15週の期間にわたって行われるものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(履修方法)

第33条 学生は、毎学年の初めに、授業時間割等により、各自の履修すべき科目を定め、別に定める修学規程に基づき、履修手続きをとらなければならない。

- 2 教育上、特に必要と認められた場合は、本学大学院博士前期課程の授業を履修することができる。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格したものには、所定の単位を授与する。ただし、第32条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(成績評価)

第35条 学生が履修した科目の評価は、S、A、B、C、認及びD、不の7種類の評価をもって表し、S、A、B、C及び認は合格とし、D及び不は不合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第36条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、教授会の議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数については、教授会の議を経て、合わせて60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て学長が本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第2項に規定する学修を、教授会の議を経て、学長が本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数については、第17条に規定する編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 卒業等

(卒業)

第38条 本学に4年（第3年次の入学者にあつては2年）以上在学し、所定の単位数を修得したものについては、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第39条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士（工学）の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類（免許教科）
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）

3 教職に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 修学規程

（修学規程）

第41条 教育課程、履修と単位、単位認定及び卒業等については、学則に定めるもののほか、本学修学規程の定めるところによる。

第8章 検定料、入学金及び授業料等学校納入金

（学校納入金）

第42条 学校納入金とは、検定料、入学金及び授業料、在籍料及び教育上必要として定められたものをいう。

（検定料）

第43条 本学に入学を志願する者は、所定の検定料を納入しなければならない。

（入学金）

第44条 入学試験の合格通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の入学金を納入しなければならない。

（授業料）

第45条 授業料については、別に定める。

2 授業料は、年額の半額ずつを前学期分については4月30日までに、後学期分については10月31日までに納入しなければならない。ただし、年額を前学期納入時に後学期分も合わせて納入することができる。

（その他の納入金）

第46条 在籍料及び教育上必要とする別に定める納入金は、指定の期日までに納入しなければならない。

（納入金の還付）

第47条 すでに納入したすべての学校納入金は、いかなる事情があっても還付しない。

（特別の場合の授業料）

第48条 学生が退学若しくは転学する場合、又は退学若しくは除籍を命ぜられた場合にも、その学期の授業料等の学校納入金を徴収する。

- 2 停学を命ぜられた場合には、その期間中の授業料等の学校納入金を徴収する。
- 3 学期の全期間を休学した者は、その学期の授業料の全額を免除する。ただし、休学期間に相当する学期の在籍料を納入しなければならない。

第9章 教職員組織

(教職員組織)

第49条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及び技能労務職員その他必要な職員を置く。

- 2 第1項の教職員の職務分掌については、別に定める。

(教授会)

第50条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第51条 教授会は、学長、副学長、教授及び准教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に助教又は、その他の職員を加えることができる。

(その他)

第52条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 附属図書館

(附属図書館)

第53条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 図書館に館長及び事務職員を置く。
- 3 館長は、本学教授をもって充てる。
- 4 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 聴講生、科目等履修生及び研究生等

(聴講生)

第54条 本学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として学長が入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 他大学等の学生で、本学において授業科目の聴講を志願する者があるときは、当

該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として学長が入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与する。

2 前項の単位の授与については、第34条の規定を準用する。

3 その他科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 本学において、特定の専門的事項について研究することを志願する者があるときは、教育・研究に支障のない限り、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 外国人留学生

(外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座等

(公開講座)

第59条 社会人の教養、文化、国際性等の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

3 前2項に定めるもののほかに実施する社会人特別選抜推薦入学制度、生涯教育制度及び産学官共同研究制度に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第60条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第61条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の一に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第15章 学則の改正

(学則の改正)

第62条 この学則の改正は、教授会の議を経て、理事会が行うものとする。

附 則（平成7年1月10日（平成6年12月15日）制定）
この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月26日一部改正）
この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 附 則（平成11年2月26日一部改正）
- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
 - 2 平成10年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

- 附 則（平成12年2月28日一部改正）
- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 平成11年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

- 附 則（平成13年2月28日一部改正）
- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
 - 2 平成12年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、第31条第3項に定める教職課程に関する科目及び履修方法等については、平成12年度入学者から適用する。

- 附 則（平成14年2月26日一部改正）
- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
 - 2 平成13年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

- 附 則（平成15年3月7日一部改正）
- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
 - 2 平成14年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 3 月 4 日一部改正）

- 1 この学則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第12条、第13条及び第36条の改正規定は平成16年 1 月 1 日から適用する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 3 月 4 日一部改正）

- 1 この学則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月13日一部改正）

この学則は、平成17年12月13日から施行する。

附 則（平成18年 3 月22日一部改正）

- 1 この学則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 5 月29日一部改正）

この学則は、平成18年 5 月29日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年12月 6 日一部改正）

この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日一部改正）

- 1 この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月27日一部改正）

- 1 この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 物質生物システム工学科の学生は、この学則の施行後においても、なお従前の例による。
- 3 平成19年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 9 月24日一部改正）

- 1 この学則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した 3 年次編入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月16日一部改正）

- 1 この学則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例によ

る。ただし、環境科学科の第31条第4項に定める教職課程に関する科目及び履修方法等については、平成20年度入学者から適用する。

附 則（平成22年3月15日一部改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。ただし、別表1～4の海外研修については、平成21年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則（平成23年3月14日一部改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月13日一部改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の履修方法及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月27日一部改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日一部改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日一部改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、機械制御システム工学科、情報電子工学科、環境科学科及び建築学科については、当該学科に学生が在籍する間、存続するものとする。
- 3 平成26年度以前に入学した学生及び第17条の規定に基づき平成28年度以前に編入学した学生の履修方法及び卒業要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月28日一部改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。

附 則（平成29年3月8日一部改正）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生及び平成28年度以前に3年次編入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月7日一部改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月24日一部改正）

この学則は、令和元年9月24日から施行する。

附 則（令和5年3月16日一部改正）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日一部改正）

この学則は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度以前に入学した学生にも適用する。